

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則(36)2

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(37) ...3

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(38)4

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第1号保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則(39)12

江東区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(40)12

◎訓 令

江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部改正(4)31

◎告 示

指定特定相談支援事業所の指定について(138)34

指定特定相談支援事業所の指定について(139)34

保管自転車の処分について(令和3年4月下旬)(142)34

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退についてについて(143)34

第1回区議会臨時会の招集について(146)34

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退についてについて(147)34

特定地域型保育事業者の確認について(148)35

保管自転車の処分について(令和3年5月上旬)(149)35

指定地域密着型サービス事業者の廃止について(151)35

指定地域密着型サービス事業者の廃止について(152)35

指定地域密着型サービス事業者の廃止について(153)35

指定特定相談支援事業所の指定について(154)36

指定特定相談支援事業の廃止について(155)36

指定地域密着型サービス事業者の廃止について(157)36

第2回区議会定例会の招集について(159)36

特定商業施設変更届出書の縦覧について(160)37

指定地域密着型サービス事業者の廃止について(161)37

◎告 示(教)

令和2年第5回江東区教育委員会定例会の招集(8)38

◎告 示(選)

選挙人名簿からの抹消(6)38

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(7)38

令和3年7月4日執行の東京都知事選挙におけるポスター掲示場の設置(8)38

◎告 示(監)

令和2年度第4回定期監査の結果及び公表について(7)55

◎区 議 会

区議会議決事項(令和3年第1回臨時会)57

規	則
---	---

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 5 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 3 6 号

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則（令和 2 年 6 月江東区規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険料特例減免申請書

年 月 日

江東区長 殿

申請者(世帯主) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

下記のとおり国民健康保険料の減免を申請いたします。

被保険者記号・番号	08— —	主たる生計維持者の氏名				
減免申請の事由	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が減少したため <input type="checkbox"/> 事業収入 (廃業した場合は、廃業年月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 給与収入 (失業した場合は、失業年月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 不動産収入 <input type="checkbox"/> 山林収入 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡又は重篤な傷病を負ったため <input type="checkbox"/> 死亡 (死亡年月日: 令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 重篤な傷病(入院期間: 令和 年 月 日から 月 日まで)					
世帯の構成	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
		世帯主	年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日

※ 虚偽の申請により保険料の徴収を免れた場合は、江東区国民健康保険条例第30条の規定に基づき、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科せられます。

提出資料: 収入等申告書 収入資料(給与明細書・売上帳・預貯金通帳・その他)
失業資料(退職証明書・離職票・解雇通知・その他) 廃業資料
診断書等(死亡・入院)

附 則
(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、この規則による改正前の新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年5月12日

江東区長 山崎孝明

◎江東区規則第37号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年3月江東区規則第4号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「給与減額免除申請書に基づき行わなければ」を「江東区勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務の処理を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により行われなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、江東区勤怠管理システムにより難しい場合は、給与減額免除申請書により行われなければならない。

第 16 条の表時間額の項中「時間額（」を「時間額（特勤規則附則第 3 項第 2 号に規定する日額又は）」に改める。

第 19 条第 2 項中「超過勤務等命令簿を用いて」を「会計年度任用職員勤務時間規則第 7 条に規定する方法により」に改める。

第 29 条中「、第 11 条」を「及び第 11 条」に改め、「及び第 19 条に規定する超過勤務等命令簿」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 16 条関係）

手当名	摘要
保健・福祉業務手当	特勤規則附則第 3 項第 2 号に掲げる業務に従事した職員を支給対象とするものに限る。
清掃業務従事職員特殊勤務手当	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 5 月 14 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 38 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 40 年 3 月江東区規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表(3)の項中「第 6 号の 2 様式」を「別記第 6 号の 2 様式」に改め、同表(4)の項中「第 6 号の 2 の 2 様式」を「別記第 6 号の 2 の 2 様式」に改め、同表(5)の項中「第 6 号の 3 様式」を「別記第 6 号の 3 様式」に改め、同表(11)の項中「第 6 号の 9 様式」を「別記第 6 号の

9 様式」に改め、同表(12)の項中「区民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」に、「第 6 号の 10 様式」を「別記第 6 号の 10 様式」に改め、同表(13)の項中「区民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」に、「第 6 号の 11 様式」を「別記第 6 号の 11 様式」に改める。

第 9 条中「第 9 号様式」を「別記第 9 号様式」に改める。

第 10 条第 2 項中「または」を「又は」に、「第 11 号様式」を「別記第 11 号様式」に改める。

第 12 条（見出しを含む。）中「かかる」を「係る」に改め、同条の表(2)の項中「第 14 号様式」を「別記第 14 号様式」に改める。

第 13 条第 1 項中「第 15 号様式」を「別記第 15 号様式」に改める。

第 15 条の 2 第 2 項中「第 26 号様式」を「別記第 26 号様式」に改め、同条第 3 項中「第 26 号の 2 様式」を「別記第 26 号の 2 様式」に改める。

第 15 条の 4 の表入湯税特別徴収義務者経営開始等申告書の項中「第 26 号の 9」を「別記第 26 号の 9 様式」に改め、同表入湯税納入申告書の項中「第 26 号の 10」を「別記第 26 号の 10 様式」に改める。

第 19 条（見出しを含む。）中「かかる」を「係る」に改め、同条の表(1)の項中「第 35 号様式」を「別記第 35 号様式」に改め、同表(4)の項中「第 36 号様式」を「別記第 36 号様式」に改め、同表(7)の項中「第 37 号様式」を「別記第 37 号様式」に改める。

第 21 条（見出しを含む。）中「かかる」を「係る」に改め、同条の表(1)の項中「第 39 号様式」を「別記第 39 号様式」に改め、同表(4)の項中「第 40 号様式」を「別記第 40 号様式」に改める。

第 31 条中「よつて」を「よって」に、「第 48 号様式」を「別記第 48 号様式」に改める。

別記第 6 号の 2 様式中「**印**」を削る。

別記第 6 号の 2 の 2 様式中

「

氏名		印
----	--	---

 」

を

「

氏名	
----	--

 」

に改める。

別記第 6 号の 3 様式及び別記第 6 号の 4 様式中

「印」を削る。

別記第6号の9様式から別記第6号の11様式
までを次のように改める。

別記第6号の9様式(第5条関係)

特別区民税 納入申告書 都 民 税											
江 東 区 長 殿									(受付印)		
年 月 日提出											
年 月 分			人 員			人					
退 職 手 当 等 支 払 金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	特別区民税										
	都 民 税										
(特別徴収義務者)											
住所又は〒 所在地											
氏名又は 名 称											
個 人 番 号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											

別記第6号の10様式(第5条関係)

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

江東区長 殿

年 月 日

地方税法第321条の5の2並びに江東区特別区税条例第34条の2及び第34条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)												
フリガナ												
名称 (氏名)												
代表者の 職氏名						電話番号						
法人番号											担当者 (氏名)	(連絡先)
特別徴収義務者 指定番号												

関与税理士 署名	(連絡先)
-------------	-------

特例の適用を受けようとする税額	年 月以後 の特別徴収税額			
	月 区 分	給与支払人員	給 与 支 払 額	
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※ 賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※ 江東区以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 ※ 臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別に2段書き(上段に記載)にしてください。	年 月	(臨時人)	(円)	
		常時人	円	
	年 月	(臨時人)	(円)	
		常時人	円	
	年 月	(臨時人)	(円)	
		常時人	円	
	年 月	(臨時人)	(円)	
		常時人	円	
	年 月	(臨時人)	(円)	
		常時人	円	
	区市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
	申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (年 月 日承認取消) ・ 無		

別記第 6 号の 1 1 様式 (第 5 条関係)

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

江東区長 殿

年 月 日

江東区特別区税条例第 3 4 条の 4 の規定により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。													
所在地 (住所)													
フリガナ													
名称 (氏名)													
代表者の 職氏名								電話番号					
法人番号												担当者 (連絡先)	
特別徴収義務 者指定番号								※ 区市町村ご とに異なります。					
理由		※ 該当する番号に○を付けてください。 1 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満でなくなったため 2 その他 (理由:											
関与税理士 署名												(連絡先)	

別記第 7 号の 3 様式中

「氏名(名称) 印
代表者名 印」

を

「氏名(名称)
代表者名」

に改める。

第 9 号様式中「第 9 号様式」を「第 9 号様式
(第 9 条関係)」に改め、「印」及び「、押
印」を削り、同様式を別記第 9 号様式とする。

第 11 号様式中「第 11 号様式」を「第 11 号
様式(第 10 条関係)」に改め、「印」を削り、
同様式を別記第 11 号様式とする。

別記第 12 号様式(甲)及び別記第 12 号様式
(乙)中「印」を削る。

別記第 14 号様式及び別記第 15 号様式を次の
ように改める。

別記第15号様式(第13条関係)

江東区 個人特別区民税(特別徴収分) 納入申請書(受付) ⑤

市区町村コード 1311083 口座番号 00170-2-960591 加入者名 江東区会計管理者

年 月 分 納 入 金 額 (1)

納入すべき金額(右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。)

給付分(一括徴収) 納 入 金 額 (1) 納 入 金 額 (2)

退 所 得 分 延 滞 金 合 計 額

納期 年 月 日 納 入 日

〒330-9794 東京都中央区千代田1-1-1 (特別徴収業務)

上記のとおり徴収しました。(納入者保管)

江東区 個人特別区民税(特別徴収分) 納入申請書(受付) ⑤

市区町村コード 1311083 口座番号 00170-2-960591 加入者名 江東区会計管理者

年 月 分 納 入 金 額 (1)

納入すべき金額(右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。)

給付分(一括徴収) 納 入 金 額 (1) 納 入 金 額 (2)

退 所 得 分 延 滞 金 合 計 額

納期 年 月 日 納 入 日

〒330-9794 東京都中央区千代田1-1-1 (特別徴収業務)

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

※巻末に予備用納付額が添付されています。

別記第26号様式及び別記第26号の2様式中「印」を削る。

第26号の9様式中「第26号の9様式」を「第26号の9様式(第15条の4関係)」に改め、「印」を削り、同様式を別記第26号の9様式とする。

第26号の10様式中「第26号の10様式」を「第26号の10様式(第15条の4関係)」

に改め、「印」を削り、同様式を別記第26号の10様式とする。

別記第35号様式、別記第36号様式、別記第37号様式、別記第39号様式、別記第40号様式及び別記第48号様式中「および」を「及び」に改め、「印」を削る。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第 1 号保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 5 月 2 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 3 9 号

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第 1 号保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第 1 号保険料減免の特例に関する規則 (令和 2 年 6 月江東区規則第 5 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 2 4 年法律第 3 1 号) 附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(対象となる保険料)

第 3 条 特例減免の対象となる保険料は、次に掲げるものとする。

- (1) 令和 3 年度分の保険料であって、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に条例第 7 条各項に規定する普通徴収に係る保険料の納期限 (法第 1 3 5 条の規定による特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。) が定められているもの
- (2) 令和 2 年度相当分の保険料であって、令和 2 年度末に資格を取得した等の事由により、令和 3 年 4 月 1 日以後に普通徴収に係る保険料の納期限が到来するもの

第 4 条第 1 項中「当該世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額」を「保険料」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 前条第 1 号に定める保険料 次に掲げる当該世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得

金額の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
ア 2 1 0 万円以下であるとき 1 0 分の 1 0

イ 2 1 0 万円を超えるとき 1 0 分の 8

- (2) 前条第 2 号に定める保険料 次に掲げる当該世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
ア 2 0 0 万円以下であるとき 1 0 分の 1 0

イ 2 0 0 万円を超えるとき 1 0 分の 8

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

江東区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 5 月 2 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 4 0 号

江東区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

江東区食品衛生法施行細則 (昭和 5 0 年 3 月江東区規則第 3 6 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条を削り、第 7 条第 1 項中「第 3 5 条第 1 3 号」を「第 3 5 条第 1 5 号」に、「開始報告書 (別記第 9 号様式)」を「生食用食肉の取扱い開始報告書 (別記第 8 号様式)」に改め、同条第 2 項中「別記第 1 0 号様式」を「別記第 9 号様式」に改め、同条第 3 項中「廃止報告書 (別記第 1 1 号様式)」を「生食用食肉の取扱い廃止報告書 (別記第 1 0 号様式)」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条を削り、第 5 条中「第 5 2 条第 2 項」を「第 5 5 条第 2 項」に改め、同条を第 7 条とする。
第 4 条中「第 5 2 条」を「第 5 5 条」に、「廃業届」を「営業許可申請書・営業届 (廃業)」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条中「による申請事項の」を「の規定による」に、「営業許可申請事項変更届」を「営業許可申請書・営業届 (変更)」に改め、同条を第 5 条とする。

第 2 条第 1 項中「許可の申請」の次に「及び第 7 0 条の 2 の規定による届出」を加え、「営業許可申請書 (新・継続) (別記第 1 号様式)」を「営業許可申請書・営業届 (新規、継続) (別記第 3 号様式)」に改め、同条第 2 項中「第 6 8 条第 1 項」の次に「、第 6 9 条第 1 項又は第 7 0 条第 1 項」を加え、「別記第 2 号様式」を「別記第

4号様式」に、「同条第2項」を「省令第68条第2項、第69条第2項又は第70条第2項」に改め、「書類」の次に「又はその写し」を加え、同条第3項及び第4項を削り、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

(特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出)

第2条 省令第2条の2第1項の届出書は、健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票(別記第1号様式)による。

(食品衛生管理者の届書)

第3条 省令第49条の食品衛生管理者の届書は、食品衛生管理者選任(変更)届(別記第2号様式)による。

第8条の次に次の1条を加える。

第9条 法第58条第1項の規定による届出は、自主回収届(着手/変更/終了)(別記第11号様式)による。

別記第1号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

(第 1 面)

健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票			送付枚数
報告者氏名 (役職)		会社名 (部署名)	
所在地		電話番号 F A X 番号	
情報受付日	年 月 日		
情報提供者	摂取者本人 ・ 摂取者の家族等 ・ 医療機関 ・ その他 ()		
<p>該当箇所にチェック又は空欄に記入してください (複数回答可)。 「指定成分等を含む食品」の場合、*の付いている項目は必須ですので必ず記入し、それ以外の項目においては、可能な範囲で情報を収集してください。 「それ以外の健康食品」においては、可能な範囲で情報を収集してください。</p>			
指定成分等	<input type="checkbox"/> 含有あり	* 指定成分等名	
		* 指定成分等の 1 日摂取目安量	(μ g /mg/g)
	<input type="checkbox"/> 含有なし	* 管理成分の 1 日摂取目安量	(μ g /mg/g)
		<input type="checkbox"/> 不明	
1 症状			
* 症状・主訴	<input type="checkbox"/> 発熱	<input type="checkbox"/> 腹痛	<input type="checkbox"/> 臨床検査値の異常 [具体的な項目 :]
	<input type="checkbox"/> 頭痛	<input type="checkbox"/> 下痢	
	<input type="checkbox"/> 倦怠感	<input type="checkbox"/> 吐気・嘔吐	
	<input type="checkbox"/> かゆみ・発疹	<input type="checkbox"/> 呼吸困難	<input type="checkbox"/> その他 [具体的な訴え :]
	<input type="checkbox"/> 食欲不振	<input type="checkbox"/> 不正性器出血	
	<input type="checkbox"/> 黄だん	<input type="checkbox"/> 月経不順	
* 症状発現日	年 月 日 (頃) 又は 摂取 日 (頃) <input type="checkbox"/> 不明		

(第4面)

4 受診情報

* 医療機関受診	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 不明
* 今回の症状のために受診した医療機関(複数ある場合は全て記載)	医療機関名:	所在地:	受診日:
	医療機関名:	所在地:	受診日:
その他の医療機関(かかりつけ病院)	医療機関名:	所在地:	受診日:

妊娠の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 不明
* 併用している医薬品の詳細	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 不明

	医薬品名	服用目的
ある場合	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	

5 行政への届出

指定成分等を含む場合

* 届出の要否	<input type="checkbox"/> 否 → <input type="checkbox"/> 要	受診した医師による診断:
---------	--	--------------

(第 5 面)

(保健所使用欄)

		症状	詳細 (診断名等)	重篤度	転帰
複数選択可	1	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 後遺症 <input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 自然治癒 <input type="checkbox"/> 外来治療で治癒 <input type="checkbox"/> 入院治療で治癒 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 不明
	2	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 後遺症 <input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 自然治癒 <input type="checkbox"/> 外来治療で治癒 <input type="checkbox"/> 入院治療で治癒 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 不明
<p>重篤度の記載については、次の①から⑤までを参考に記入すること。</p> <p>①軽 微：摂取者が、医療機関を受診していない場合 ②軽 度：摂取者が、医療機関において外来治療を要した場合 ③中等度：摂取者が、医療機関において入院治療を受け、治癒した場合 ④後遺症：摂取者が、医療機関において入院治療を受けた後、完治せず、機能障害が残存した場合 ⑤死 亡：摂取者が、死亡した場合</p>					
その他特記事項					

別記第2号様式(第3条関係)

年 月 日			
殿 整理番号： ※ 届出者による記載は不要です。			
<h2 style="margin: 0;">食品衛生管理者選任(変更)届</h2> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 下記のとおり、食品衛生管理者を選任(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。 (※ 営業許可申請書・営業届に添付する場合であって、内容が重複する項目(届出情報及び施設情報)は記載を省略することができます。) </p>			
届出者情報	郵便番号： 電子メールアドレス：	電話番号： 法人番号：	FAX番号：
	届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地 (ふりがな)		
	届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 年 月 日生		
	施設の所在地 (ふりがな)		
施設情報		施設の名称、屋号又は商号	
食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別		①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) ②加糖粉乳 ⑤魚肉ハム ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ③調製粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑨マーガリン ⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) ④食肉製品 ⑦放射線照射食品 ⑩ショートニング	
食品衛生管理者情報	氏 名 (ふりがな)	年 月 日生	
	住 所		
	職 名		
	職 種		
	職 務 内 容		
選任(変更)年月日		年 月 日	
備考			添付書類 <input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面
			(ふりがな) 電話番号
	担当者氏名		

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

(表)

【許可・届出共通】		年 月 日
		整理番号：
		※ 申請者、届出者による記載は不要です。
殿		
営業許可申請書・営業届 (新規、継続)		
食品衛生法 (第 5 5 条第 1 項・第 5 7 条第 1 項) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。		
※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。		
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄□)		
申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：
	電子メールアドレス：	FAX番号：
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地	
	(ふりがな)	(生年月日)
申請者・届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：
	電子メールアドレス：	FAX番号：
	施設の所在地	
	(ふりがな)	
	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	
自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限り。 ただし、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※ この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>
営業届出	営 業 の 形 態	
	1	備考
	2	
	3	
担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号

(裏)

【許可のみ】	
申請者・届出者情報	法第55条第2項関係 該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。 <input type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。 <input type="checkbox"/>
(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの <input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング
	(ふりがな) 資格の種類 食品衛生管理者の氏名 ※ 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要 受講した講習会 講習会名称 年 月 日
業種に応じた情報	使用水の種類 自動車登録番号 ※ 自動車において調理をする営業の場合 ① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/> ぶぐの処理を行う施設 <input type="checkbox"/> (ふりがな) 認定番号等 ぶぐ処理者氏名 ※ ぶぐ処理する営業の場合
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	許可番号及び許可年月日 営業の種類 備考
	1 年 月 日
	2 年 月 日
営業許可業種	3 年 月 日
	4 年 月 日
備考	

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

整理番号:

※ 申請者、届出者による記載は不要です。

殿

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継(相続・合併・分割)したので、食品衛生法(第 5 6 条第 2 項・第 5 7 条第 2 項)の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日 年 月 日生	
	届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
被相続人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	□戸籍謄本又は□法定相続情報一覧図の写し □同意書(相続人が2人以上いる場合)	
合併により消滅した法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	□登記事項証明書(合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)		
分割前の法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	□登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)		

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日 ※ 許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日 ※ 許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日 ※ 許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
備考			

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

(表)

		年 月 日
※ 変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。		整理番号： ※ 申請者、届出者による記載は不要です。
殿 営業許可申請書・営業届 (変更)		
食品衛生法施行規則 (第71条) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。		
※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄□)		
申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：
	電子メールアドレス：	FAX番号：
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地	
	(ふりがな)	(生年月日)
申請者・届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：
	電子メールアドレス：	FAX番号：
	施設の所在地	
	(ふりがな)	
	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会
	講習会名称 年 月 日	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載
	自動販売機の型番	業態
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※ この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態	
	備考	
	1	
	2	
3		
担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号

(裏)

【許可のみ】				
申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※ 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※ 自動車において調理をする営業の場合		
	① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)	認定番号等		
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
4	年 月 日			
備考				

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

(表)

		年 月 日	
		整理番号：	
		※申請者、届出者による記載は不要です。	
<p>〃</p> <h2 style="text-align: center;">営業許可申請書・営業届 (廃業)</h2> <p>食品衛生法施行規則 (第 71 条の 2) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。</p> <p>※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄□)</p>			
申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)		
	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。)
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	講習会名称 年 月 日
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	□	
	輸出食品取扱施設 ※ この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	□	
営業届出	営 業 の 形 態		備 考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

(裏)

【許可のみ】			
申請者・届出者情報	法第55条第2項関係	該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 <small>□①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの)</small> <small>□②加糖粉乳 □③魚肉ハム □④食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの)</small> <small>□⑤調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑦マーガリン □⑧添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)</small> <small>□⑨食肉製品 □⑩放射線照射食品 □⑪ショートニング</small>		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※ 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会 講習会名称 年 月 日	
	使用水の種類 ① 水道水(□水道水 □専用水道 □簡易専用水道) ② □①以外の飲用に適する水	自動車登録番号 ※ 自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>	
	ふぐの処理を行う施設 <input type="checkbox"/>		
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

別記第7号様式中「第5条関係」を「第7条関係」に、「第52条」を「第55条」に、「営業所」を「施設」に改める。

別記第8号様式を削る。

別記第9号様式中「第7条関係」を「第8条関

係」に、「開始報告書」を「生食用食肉の取扱い開始報告書」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「第35条第13号」を「第35条第15号」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第10号様式中「第7条関係」を「第8条

関係」に、「第 7 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に、「第 3 5 条第 1 3 号」を「第 3 5 条第 1 5 号」に改め、同様式を別記第 9 号様式とする。

別記第 1 1 号様式中「第 7 条関係」を「第 8 条関係」に、「廃止報告書」を「生食用食肉の取扱い廃止報告書」に、「第 7 条第 3 項」を「第 8 条第 3 項」に改め、同様式を別記第 1 0 号様式とする。

別記第 1 0 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 1 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

整理番号：
届出者による記載は不要です。

殿

自 主 回 収 届（着手／変更／終了）

※ 変更又は終了を届け出る場合は、変更箇所のみ記載してください。なお、届出者情報及び回収担当部門は、変更等がない場合も記載し、変更する場合は、変更箇所が分かるように丸印をつけてください。
回収委託先情報については営業者（届出者）が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合は記載してください。

食品衛生法第 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届出します。

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地 (ふりがな)		
回収担当部門	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	回収担当部門所在地 回収担当部門・担当者氏名 (ふりがな)		
回収委託先情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	委託事業者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地 (ふりがな)		
製造所又は加工所情報(ま)	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	製造所又は加工所の所在地 (ふりがな)		
回収する食品等の情報等	食品等の一般名称：		商品名：
	食品等の特定情報（形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等） ※ 多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。		
	回収の理由	内容	
	<input type="checkbox"/> ①食品衛生法に違反 <input type="checkbox"/> ②食品衛生法に違反するおそれ		

(注) 一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報 (注) 輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報

別記第12号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区食品衛生法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓	令
---	---

◎江東区訓令甲第4号

庁 中 一 般
 出 張 所
 事 業 所

江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和61年5月江東区訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月3日

江東区長 山崎孝明

別記第5号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式
(表面)

児童手当・特例給付受給者台帳

受給者	所属	性別	生年月日	氏名 (ふりがな)	職業	配偶者の有無	職員番号	住所	児童との関係	生計関係	監護の有無	児童手当・特例給付該当年月日			非該当年月日		
												3歳未満	3歳以上 小学校修了前	小学校修了後 中学校修了前			
配偶者等				(ふりがな) 氏名	職業 (勤務先:) 被用者 アイ ウ 被用者でない者			住所 1月1日時点の住所(1~5月分は前年、6~12月分は本年)	児童との関係 (上欄と異なる場合に記入してください。)	生計関係 (上欄と異なる場合に記入してください。)	監護の有無	児童手当・特例給付該当年月日	3歳未満	3歳以上 小学校修了前	小学校修了後 中学校修了前	非該当年月日	
見			生年月日	氏名 及 び 個人番号	同居・別居の別			住所	児童との関係	生計関係	監護の有無	児童手当・特例給付該当年月日	3歳未満	3歳以上 小学校修了前	小学校修了後 中学校修了前	非該当年月日	
童			生年月日	氏名 及 び 個人番号	同居・別居の別			住所	児童との関係	生計関係	監護の有無	児童手当・特例給付該当年月日	3歳未満	3歳以上 小学校修了前	小学校修了後 中学校修了前	非該当年月日	
備考								扶養親族等及び児童の数 うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数	認定年月日	支給開始年月	手当月額						計
								所得の状況	支給事由消滅年月日・消滅事由	児童手当 (消滅事由)							円
								区分	児童手当 (消滅事由)								円
								特例給付									円

(裏面)

年度	区分	有		無		有		無	
		被	公・非被	被	公・非被	被	公・非被	被	公・非被
現況	届出の有無	被	公・非被	被	公・非被	被	公・非被	被	公・非被
	被用者又は公務員か否かの別	被	公・非被	被	公・非被	被	公・非被	被	公・非被
	加入年金等の種別	円		円		円		円	
	前年の所得額	円		円		円		円	
	扶養親族等及び児童の数	人		人		人		人	
	うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数	()		()		()		()	
	児童手当給付	児童手当給付	児童手当給付	児童手当給付	児童手当給付	児童手当給付	児童手当給付	児童手当給付	児童手当給付
	特別給付	特別給付	特別給付	特別給付	特別給付	特別給付	特別給付	特別給付	特別給付
	備考								
	支	支払年月日							
児童手当等の金額		円		円		円		円	
①		円		円		円		円	
②		円		円		円		円	
③		円		円		円		円	
④		円		円		円		円	
⑤		円		円		円		円	
⑥		円		円		円		円	
⑦		円		円		円		円	
⑧		円		円		円		円	
私	支払年月日								
	児童手当等の金額	円		円		円		円	
	①	円		円		円		円	
	②	円		円		円		円	
	③	円		円		円		円	
	④	円		円		円		円	
	⑤	円		円		円		円	
	⑥	円		円		円		円	
	⑦	円		円		円		円	
	⑧	円		円		円		円	
金	支払年月日								
	児童手当等の金額	円		円		円		円	
	①	円		円		円		円	
	②	円		円		円		円	
	③	円		円		円		円	
	④	円		円		円		円	
	⑤	円		円		円		円	
	⑥	円		円		円		円	
	⑦	円		円		円		円	
	⑧	円		円		円		円	
額	支払年月日								
	児童手当等の金額	円		円		円		円	
	①	円		円		円		円	
	②	円		円		円		円	
	③	円		円		円		円	
	④	円		円		円		円	
	⑤	円		円		円		円	
	⑥	円		円		円		円	
	⑦	円		円		円		円	
	⑧	円		円		円		円	

告 示

◎江東区告示第138号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和3年5月6日

江東区長 山崎 孝明
記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社 グロウ
東京都江東区東陽三丁目3番8-802号
- 2 事業所の名称及び所在地
相談支援センター グロウ
東京都江東区大島8丁目32番7学協ビル
303号
- 3 指定年月日
令和3年5月1日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
特定無し

◎江東区告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の21第1項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和3年5月6日

江東区長 山崎 孝明
記

- 1 指定した事業所
 - (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
江東区
江東区東陽四丁目11番28号
 - (2) 事業所の名称及び所在地
江東区障害者福祉センター
東京都江東区扇橋三丁目7番2号
 - (3) 指定（更新）年月日
令和3年5月1日
 - (4) 事業の種類
特定相談支援事業
 - (5) 事業の主たる対象者
知的障害者

身体障害者

◎江東区告示第142号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和3年5月10日

江東区長 山崎 孝明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第143号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による確認の辞退があったため、法第58条の11第2号の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年5月11日

江東区長 山崎 孝明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第146号

下記事件につき、令和3年第1回江東区議会臨時会を5月25日に招集する。

令和3年5月18日

江東区長 山崎 孝明
記

- 1 議長辞職許可について
- 2 専決処分した事件の報告及び承認について
- 3 専決処分した事件の報告及び承認について

◎江東区告示第147号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和3年5月25日

江東区長 山崎 孝明

記

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
ひまわりキッズガーデン豊洲	江東区豊洲4-1-1 20-1-3 8	令和3年5月1日	一時預かり事業

◎江東区告示第148号

特定地域型保育事業者の確認について
 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第43条第1項の規定に基づき、特定地域型保育事業者に係る法第29条第1項の確認を行ったので、法第53条第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和3年5月25日
 江東区長 山崎孝明
 記

設置者名	施設名	所在地	確認年月日	施設の種類
株式会社JFA	キッズフィード住吉駅前園	江東区住吉2丁目8番9号	令和3年4月1日	小規模保育

◎江東区告示第149号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和3年5月26日
 江東区長 山崎孝明

[別紙省略]

◎江東区告示第151号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年5月31日
 江東区長 山崎孝明
 記

- 1 介護保険事業所番号
1271201954
- 2 事業所の名称及び所在地
デイサービスわいわい豊夢小金
千葉県松戸市小金上総町22-9
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社元気介護支援サービス
千葉県松戸市中根517番地
代表取締役 村上 美恵子
- 4 廃止年月日
平成30年12月29日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第152号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年5月31日
 江東区長 山崎孝明
 記

- 1 介護保険事業所番号
1172200436
- 2 事業所の名称及び所在地
リハぶらざしき
埼玉県志木市本町二丁目5番46号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社めいとケア
千葉県松戸市殿平賀56番地1
代表取締役 持田 満輔
- 4 廃止年月日
令和3年3月12日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第153号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年5月31日
 江東区長 山崎孝明
 記

- 1 介護保険事業所番号
1176400412
- 2 事業所の名称及び所在地
医療法人相羽医院たんぼぼ
埼玉県吉川市吉川630番地1
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
医療法人相羽医院
埼玉県吉川市栄町888番地1
理事長 相羽 直人
- 4 廃止年月日
令和元年10月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第154号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和3年6月1日

江東区長 山崎 孝明
記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
合同会社WSWオフィス
東京都江東区東陽二丁目4番39号新東陽ビル4F-46
- 2 事業所の名称及び所在地
就労プランニングセンターWorks
東京都江東区東陽二丁目4番39号新東陽ビル4F-46
- 3 指定年月日
令和3年6月1日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
身体障害者
知的障害者
精神障害者
難病等対象者

◎江東区告示第155号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、下記のとおり公示する。

令和3年6月1日

江東区長 山崎 孝明
記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人クオーレ
東京都江東区大島4-1-6-146
- 2 事業所の名称及び所在地
すまいるプラン
東京都江東区大島2-4-1-13第二吉田ビル401号室
- 3 廃止年月日
令和3年5月31日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
身体障害者
難病等対象者

◎江東区告示第157号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年6月1日

江東区長 山崎 孝明
記

- 1 介護保険事業所番号
1370804492
- 2 事業所の名称及び所在地
デイサービスたけのこ
東京都江東区南砂三丁目8番33号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ライコム・コーポレーション
東京都江東区東砂五丁目14番19号
代表取締役 田代 正博
- 4 廃止年月日
令和3年5月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第159号

下記事件につき、令和3年第2回江東区議会定例会を6月9日に招集する。

令和3年6月2日

江東区長 山崎 孝明
記

- 1 令和2年度江東区繰越明許費繰越計算書について
- 2 令和3年度江東区一般会計補正予算（第3号）

- 3 あらたに生じた土地の確認について
- 4 包括外部監査契約の締結について
- 5 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
- 6 巽橋架替工事(その1)請負契約
- 7 江東区立数矢小学校校舎増築その他改修工事請負契約
- 8 江東区立数矢小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約
- 9 江東区立数矢小学校校舎増築その他機械設備改修工事請負契約
- 10 江東区立八名川小学校校舎その他改修工事請負契約
- 11 江東区教育センター機械設備改修工事請負契約
- 12 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
- 13 江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- 14 江東区特別区税条例の一部を改正する条例
- 15 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 16 江東区こどもプラザ条例
- 17 江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例
- 18 江東区立図書館条例の一部を改正する条例

特定商業施設の概要	特定商業施設の名称及び所在地	ウエルシア江東平野店 江東区平野三丁目7番19号
	設置者の氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本 忠久
変更する事項	変更前	変更後
	(1) 開店時刻及び閉店時刻 開店時刻：午前9時 閉店時刻：翌午前0時 (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 午前8時30分から翌午前0時30分	(1) 開店時刻及び閉店時刻 開店時刻：午前0時 閉店時刻：翌午前0時 (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 午前0時から翌午前0時(24時間)
変更年月日	令和3年7月1日	
変更した理由	営業計画の変更のため	

◎江東区告示第160号

特定商業施設変更届出書の縦覧について
江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全に関する指導要綱(平成12年6月29日江地商発第66号)第6条の規定に基づき、下記のとおり特定商業施設変更届出書を縦覧に供する。

令和3年6月3日

江東区長 山崎 孝明

記

特定商業施設変更届出書の届出年月日	令和3年5月27日
特定商業施設変更届出書の縦覧場所	東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区地域振興部経済課(庁舎4階)
特定商業施設変更届出書の縦覧期間	令和3年6月4日から 令和3年8月4日まで

◎江東区告示第161号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年6月3日

江東区長 山崎 孝明
記

- 1 介護保険事業所番号
1370804658
- 2 事業所の名称及び所在地
デイサービスたけのこ木場
東京都江東区枝川二丁目14番2号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ライコム・コーポレーション
東京都江東区東砂五丁目14番19号
代表取締役 田代 正博
- 4 廃止年月日
令和3年5月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 8 号

下記により、令和 3 年第 5 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 3 年 5 月 25 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 3 年 5 月 28 日 (金)
午後 2 時
- 2 場所 江東区文化センター
- 3 議題

日程第 1	議案第 8 号	江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
日程第 2	議案第 9 号	江東区立数矢小学校校舎増築その他改修工事請負契約
日程第 3	議案第 10 号	江東区立数矢小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約
日程第 4	議案第 11 号	江東区立数矢小学校校舎増築その他機械設備改修工事請負契約
日程第 5	議案第 12 号	江東区立八名川小学校校舎その他改修工事請負契約
日程第 6	議案第 13 号	江東区教育センター機械設備改修工事請負契約
日程第 7	議案第 14 号	江東区立図書館条例の一部を改正する条例
- 4 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について ほか
- 5 協議事項
 - (1) 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第 10 条に定める施設状況の公表について ほか

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 6 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 28 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 4 名を抹消した。

令和 3 年 6 月 1 日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第 7 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 3 年 6 月 1 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
8, 462
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
137, 181
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
70, 513

◎江東区選挙管理委員会告示第 8 号

東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例 (昭和 56 年条例第 68 号) 第 1 条第 1 項の規定により、令和 3 年 7 月 4 日執行の東京都議会議員選挙 (江東区選挙区) におけるポスター掲示場を、別紙のとおり設置する。

令和 3 年 6 月 1 日

江東区選挙管理委員会

[別紙]

令 和 3 年 7 月 4 日 執 行
東 京 都 議 会 議 員 選 挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

江 東 区 選 挙 管 理 委 員 会

設置総数 446 箇所

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
1-1	新大橋1-5-3	新大橋永谷マンション・新公園北側
1-2	新大橋3-8-7	森下駅第2自転車駐市場東側
1-3	新大橋3-1-15	区立八名川小学校北側
1-4	新大橋3-1-15	区立八名川小学校東側
1-5	森下1-3-17	深川神明宮北側
1-6	森下1-3-17	深川神明宮西側石柵
1-7	新大橋3-1-18	区立八名川公園東側
1-8	常盤2-12-1	区立常盤二丁目児童遊園
2-1	森下3-5-16	区立森下三丁目第一児童遊園
2-2	森下2-5-16	区立森下公園北側
2-3	森下2-5-16	区立森下公園南側
2-4	森下4-16-2	区立森下四丁目児童遊園
2-5	森下3-13-9	区立高森公園
2-6	森下4-9-22	区立深川第一中学校東側
2-7	森下4-9-22	区立深川第一中学校西側
2-8	森下3-13-13	コープ森下東側
3-1	白河1-5-15	区立白河一丁目公園東側
3-2	清澄2-11-5	区立清澄二丁目公園南側
3-3	白河1-3-26	深川江戸資料館東側植込
3-4	清澄2-2	都立清澄公園北側植込み
3-5	清澄3-3	都立清澄庭園東側人口横堀
3-6	三好1-4-14	松林院コンクリート塀
3-7	清澄2-2	都立清澄公園南側植込み
3-8	清澄3-3	都立清澄庭園児童公園部分南側
4-1	森下5-1-7	都立墨田工業高等学校北側
4-2	森下5-6-1	区立森下五丁目児童遊園西側
4-3	白河3-18-17	区立白河三丁目水辺公園
4-4	白河4-9-17	区立元加賀幼稚園南側
4-5	白河4-3-19	区立元加賀小学校東側鉄柵
4-6	白河4-3-27	区立元加賀公園南東側
4-7	白河4-3-27	区立元加賀公園南側
4-8	三好4-1	東京都現代美術館北東側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
5-1	平野4-6	都立木場公園「東京都現代美術館前」バス停前
5-2	平野2-8-5	銭高組平野住宅前
5-3	平野3-6-13	区立深川第六中学校東側
5-4	平野2-4-25	浄心寺南側
5-5	平野3-3-9	木場公園平野三丁目ハイツ北側
5-6	平野2-2-42	東浴信用組合平野倉庫西側
5-7	平野3-3先	区立福富川公園広場
5-8	平野4-6-1	都立木場公園西側「木場公園」バス停前
6-1	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側東寄り
6-2	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側西寄り
6-3	毛利1-14-1	区立深川第七中学校西側
6-4	毛利2-2-2	区立毛利小学校体育館通用門横
6-5	毛利1-14-1	区立深川第七中学校東側
6-6	毛利2-13	都立猿江恩賜公園(毛利2丁目)南側
6-7	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側ティアラ江東寄り
6-8	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側住吉駅寄り
7-1	住吉1-19-20	区立住利公園南側
7-2	住吉1-17-11	あそか園北側
7-3	住吉1-12-2	区立東川小学校北側
7-4	住吉1-12-2	区立東川小学校西側
7-5	猿江1-11-5	区立猿江一丁目公園北側
7-6	猿江2-16-18	都立墨東特別支援学校
7-7	猿江2-3-10	区立猿江二丁目公園北側
7-8	猿江1-5	エステート猿江北側鉄柵
8-1	扇橋1-20-1	区営扇橋一丁目アパート1号棟東側
8-2	扇橋1-20-9	区立扇橋一丁目児童遊園西側
8-3	石島18-5	区立扇橋小学校西側
8-4	石島18-23	区立扇橋公園南側
8-5	千石1-12-12	区立深川第四中学校南側
8-6	千石1-7-8	区立千石児童遊園
8-7	千石1-5-28	区立千石運動公園東側
8-8	千石1-5-7	東京都タクシーメーター深川検査場西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
9-1	扇橋3-20-11	区立扇橋三丁目公園南側
9-2	扇橋3-7-16	区立三島橋公園北側
9-3	千田16-5	区立江東公園西側
9-4	千田21-18	千田福祉会館
9-5	海辺1-3	区立川南海辺公園西側
9-6	千石2-9-12	区立川南小学校北側
9-7	千石2-7-4	区立千石公園西側
9-8	千石2-9-22	区立川南公園南側
10-1	佐賀2-8-26	区立中の堀公園
10-2	深川1-6-38	区立亀堀公園北側
10-3	深川1-6-38	区立亀堀公園南側
10-4	佐賀1-15-5	区立佐賀町公園
10-5	深川2-17-26	区立明治小学校南側
10-6	冬木22-10	区立深川第二中学校西側
10-7	冬木22-10	区立深川第二中学校プール南側
10-8	深川1-3-10	区立深川一丁目児童遊園
10-9	冬木6-23	区立武田堀公園
11-1	永代1-7-8	区立永代公園
11-2	門前仲町1-20-1	区立油堀川公園
11-3	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校北側
11-4	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校東側
11-5	門前仲町1-1-1	区立臨海公園西側
11-6	門前仲町1-1-1	区立臨海公園南側
11-7	越中島1-3-4	区立越中島一丁目児童遊園
11-8	越中島1-3-15	越中島住宅東側金網

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
12-1	富岡1-17-9	区立深川公園庭球場側
12-2	富岡1-18-7	区立数矢小学校裏門横
12-3	富岡1-14-10	区立深川公園南側
12-4	富岡1-16-10	区立深川公園富岡八幡宮側
12-5	富岡1-20	区立八幡堀遊歩道南側
12-6	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園北側
12-7	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園東側
12-8	牡丹3-14-9	牡丹町住宅駐車場南側
13-1	古石場1-11-11	江東区古石場福祉会館南側
13-2	古石場1-12	区立古石場川親水公園
13-3	越中島2-16-13	区立調練橋公園北側
13-4	越中島2-2	東京海洋大学プール正面塀
13-5	越中島3-7-1	区立深川第三中学校西側
13-6	古石場2-14-4	区立古石場二丁目児童遊園
13-7	越中島3-6-38	区立越中島小学校正門横
13-8	越中島3-3-1	都立第三商業高等学校南側
14-1	木場4-1	都立木場公園西側
14-2	木場3-8	区立木場親水公園北側
14-3	木場3-6-9	区立木場三丁目公園
14-4	木場5-7	都立木場公園東側
14-5	木場5-7	都立木場公園南側
14-6	木場2-11-1	江東区道路事務所南側
14-7	木場1-2-2	区立平久小学校東側
14-8	木場6-4-18	区立平久公園
14-9	古石場3-1-4	区立古石場三丁目公園

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
15 - 1	東陽5-29-39	区立東陽五丁目公園東側
15 - 2	東陽5-5	大横橋南東橋台敷南側
15 - 3	東陽5-32-19	都立深川高等学校東側
15 - 4	東陽5-32-9	都立深川高等学校西側
15 - 5	東陽3-23-20	東京都交通局東陽操車所東側
15 - 6	東陽3-27-27	区立東陽公園南側
15 - 7	東陽3-8-11	区立沢海橋第二児童遊園
15 - 8	東陽3-22-1	都営東陽三丁目アパート1号棟北側
16 - 1	東陽6-6	区立仙台堀川公園ポケットエコスペース東側緑地
16 - 2	東陽6-1-13	区立豊住公園北側
16 - 3	東陽6-1-13	区立豊住公園東側緑地
16 - 4	東陽4-11-45	都立江東特別支援学校北側
16 - 5	東陽4-11	江東区役所北側駐市場前植込み
16 - 6	東陽4-11	江東区役所西側緑地
16 - 7	東陽4-11-3	江東区文化センター南側植込み
16 - 8	東陽4-3-12	都営東陽四丁目アパート12号棟北側
17 - 1	東陽1-11先	区立洲崎川緑道公園
17 - 2	東陽2-1-20	区立南陽小学校西側
17 - 3	東陽2-1-8	区立東陽中学校北側
17 - 4	東陽2-3-6	区立教育センター西側植込み
17 - 5	東陽2-1-8	区立東陽中学校西側
17 - 6	東陽2-3-6	東陽図書館南遊歩道
17 - 7	東陽1-39-8	区立東陽一丁目第二公園北側
17 - 8	東陽1-19	東陽一丁目子供の広場北側
18 - 1	塩浜1-3-10	江東区塩浜保育園
18 - 2	塩浜1-4-4	区立浜園公園
18 - 3	塩浜1-5-3	都営塩浜一丁目アパート北側
18 - 4	塩浜1-5-1	都営塩浜一丁目アパート西側
18 - 5	塩浜1-5-5	区立塩浜一丁目公園
18 - 6	枝川1-8-5	区立朝風公園北側
18 - 7	枝川1-6-19	区立枝川一丁目公園東側
18 - 8	枝川1-5-1	都営枝川一丁目アパート南側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
19-1	塩浜2-26-8	区立塩浜二丁目児童遊園東側
19-2	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(東寄)
19-3	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(西寄)
19-4	塩浜2-10-14	区立塩浜公園南側
19-5	塩浜2-27	東京地下鉄(有) 深川アルファ96東側
19-6	塩浜2-11-6	社会福祉事業団新幸荘南側
19-7	塩浜2-8-4	中央自動車学校南側
19-8	塩浜2-5-15	社会福祉事業団新塩崎荘北側人口横
20-1	枝川3-5-3	区立枝川小学校西側
20-2	枝川3-5-3	区立枝川小学校東側
20-3	枝川3-3-5	区立枝川三丁目公園西側
20-4	枝川3-11	区立暁橋公園西側
20-5	潮見1-2	区立暁橋児童遊園東側
20-6	枝川1-14	区立枝川橋第二児童遊園北側
20-7	潮見1-29	都営潮見一丁目アパート遊園北側
20-8	潮見1-29	江東区清掃事務所西側鉄柵
21-1	豊洲1-3-15	区立豊洲一丁目公園
21-2	豊洲1-2-27	豊洲ハイライズ南側コンクリート壁
21-3	豊洲3-7-5	芝浦工業大学豊洲キャンパス西側
21-4	豊洲3-6-1	区立豊洲北小学校正門脇植込み
21-5	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園子どもの広場西側
21-6	豊洲3-4-8	ホームセンタースーパービバホーム豊洲店南側
22-1	豊洲4-5	都営豊洲四丁目アパート11号棟南側
22-2	豊洲4-5-30先	区立豊洲四丁目公園北部西側
22-3	豊洲4-3	区立豊洲四丁目第二公園
22-4	豊洲4-5	区立豊洲四丁目公園南部西側
22-5	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲四丁目団地1号棟 スロープ脇
22-6	豊洲4-4-4	区立豊洲小学校南門横植込み
22-7	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校北側
22-8	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
23 - 1	東雲1-7	区立東雲緑道公園南部鉄柵
23 - 2	東雲1-8	都営東雲一丁目アパート4号棟児童遊園前
23 - 3	東雲2-4-17	区立東雲公園西側
23 - 4	東雲2-7-41	東京都交通局東雲庁舎植込み
23 - 5	東雲2-7-6	区立東雲二丁目公園
23 - 6	東雲2-4-11	区立東雲小学校北側
23 - 7	東雲2-4-11	区立東雲小学校西側
23 - 8	有明2-10	区立有明小・中学校北側
24 - 1	東雲1-9-10	イオン東雲店北側
24 - 2	東雲1-9	東雲キャナルコート21号棟北側
24 - 3	東雲1-9	ブリリアイスト東雲キャナルコート西側
24 - 4	東雲1-9	東雲キャナルコート19号棟南側
24 - 5	東雲1-9-10	イオン東雲店東側
24 - 6	東雲1-9-10	イオン東雲店西側
24 - 7	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟東側
24 - 8	東雲1-9	東雲キャナルコート11号棟西側
25 - 1	辰巳1-5-15	住宅供給公社辰巳しのめ住宅南側
25 - 2	辰巳1-3	都営辰巳一丁目アパート20号棟東側
25 - 3	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート44号棟南側
25 - 4	辰巳1-3	都営辰巳一丁目アパート22号棟南東側
25 - 5	辰巳1-2	都営辰巳一丁目アパート集会室前
25 - 6	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北東側
25 - 7	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北側
25 - 8	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南東側
26 - 1	辰巳2-5-1	住宅供給公社辰巳あけぼの住宅入口横
26 - 2	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート48号棟北側
26 - 3	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート61号棟南側
26 - 4	辰巳1-10	都営辰巳一丁目アパート64号棟北側
26 - 5	辰巳2-1	七号地港湾住宅駐車場フェンス
26 - 6	辰巳1-10-57	区立辰巳中学校東側鉄柵
26 - 7	辰巳1-11-1	区立辰巳小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
27-1	亀戸3-36-20	区立亀島小学校記念公園
27-2	亀戸3-51-10	新和自動車(株)北側
27-3	亀戸3-57-22	呑取神社東側
27-4	亀戸4-26-22	区立呑取小学校南側
27-5	亀戸4-27-6	区立呑取公園東側
27-6	亀戸3-6	亀戸天神社東側駐車場
27-7	亀戸4-43-8	区立亀戸四丁目公園けやきひろば北側
27-8	亀戸4-51-1	区立第二亀戸中学校西側
27-9	亀戸4-35-12	宝蓮寺南側
28-1	亀戸2-6-50	区営亀戸野球場北側
28-2	亀戸2-6-3	UR都市機構 亀戸二丁目団地3号棟東側
28-3	亀戸2-6	UR都市機構 亀戸二丁目団地1号棟東側
28-4	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校北側
28-5	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校西側
28-6	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所西側
28-7	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所南側
28-8	亀戸2-4-13	区立文泉公園南側
29-1	亀戸5-22-22	区立水神小学校西側
29-2	亀戸5-22-22	区立水神小学校東側
29-3	亀戸5-22-22	区立水神小学校南側
29-4	亀戸8-2	都立亀戸中央公園北側
29-5	亀戸8-2	都立亀戸中央公園スポーツセンター向側
29-6	亀戸8-2	都立亀戸中央公園西側
29-7	亀戸8-2	都立亀戸中央公園南西側
29-8	亀戸5-44-8	白石工業(株)北側
30-1	亀戸1-9-5	区立亀戸西公園東側
30-2	亀戸1-22	区立亀戸公園西側
30-3	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校北側
30-4	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校西側
30-5	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校南側
30-6	亀戸1-24-6	区立亀戸第三保育園南側
30-7	亀戸1-15-10	区立竪川第一公園北側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
31-1	亀戸6-62-5	亀戸駅東口自転車駐車場
31-2	亀戸6-30-1先	区立亀戸緑道公園北詰
31-3	亀戸6-20-8先	区立亀戸緑道公園中詰
31-4	亀戸6-18	区立亀戸南公園東側
31-5	亀戸6-36-1	区立第二亀戸小学校東側
31-6	亀戸6-47	区立亀戸平岩公園北側
31-7	亀戸6-7-9先	区立亀戸緑道公園南詰
32-1	亀戸9-33	区立亀戸九丁目緑道公園
32-2	亀戸9-22-4	区立浅間竪川小学校北側
32-3	亀戸9-37-23	区立亀戸運動公園南側
32-4	亀戸9-33	住宅供給公社亀戸九丁目住宅駐車場入口
32-5	亀戸9-19	区立亀戸九丁目公園
32-6	亀戸7-15-5	区立亀戸七丁目北公園南側
32-7	亀戸9-21-13	榎野村工務店横
32-8	亀戸9-19-7	日商岩井亀戸マンション西側鉄柵
33-1	亀戸7-42	都営亀戸七丁目第三アパート7号棟北側
33-2	亀戸7-39-9	区立亀戸図書館前
33-3	亀戸7-8-13	区立亀戸東公園西側
33-4	亀戸7-57-12	都営亀戸七丁目アパート12号棟東側
33-5	亀戸7-56-3	都営亀戸七丁目アパート3号棟南側
33-6	亀戸7-65-12	中央学院大学中央高等学校東側
33-7	亀戸7-67-2	コーシャハイム亀戸七丁目西側
34-1	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園北寄り
34-2	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園南側
34-3	亀戸9-2-2	区立亀戸中学校正門横
34-4	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園北側
34-5	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園南側
34-6	亀戸9-13-1	東京城東病院東側植込み
34-7	亀戸9-13-1	東京城東病院南側植込み

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
35-1	大島2-27-19	区立大島防災公園南側
35-2	大島2-11-7	区立大島二丁目公園西側
35-3	大島2-41-4	区立第一大島小学校西側
35-4	大島2-1	都営地下鉄排気塔南側
35-5	大島2-41-4	区立第一大島小学校南側
35-6	大島1-34-8	区立大島一丁目公園北側
35-7	大島1-2-31	都立科学技術高等学校東側
35-8	大島1-2-31	都立科学技術高等学校西側
35-9	大島1-2-31	都立科学技術高等学校南側
36-1	大島3-22-1	都立城東高等学校北側
36-2	大島3-7先	区立大島緑道公園城東高校西側
36-3	大島3-22-25	区立大島三丁目公園東側
36-4	大島3-9先	区立大島緑道公園城東高校南西側
36-5	大島3-14先	区立大島緑道公園城東郵便局西側
36-6	大島3-32-13	大島三丁目児童遊園入口
36-7	大島3-16-2	区立第二大島小学校南側
37-1	大島4-5-1	江東区総合区民センター北側植込
37-2	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地7号棟北側
37-3	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地2号棟北側
37-4	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地1号棟西側
37-5	大島4-18-5	区立大島南央小学校西側
37-6	大島4-18-5	区立大島南央小学校南側
37-7	大島4-1	住宅供給公社西大島住宅西側鉄柵
37-8	大島4-1-23	区立大島西中学校東側
38-1	大島5-15-13	都営大島五丁目第2アパート13号棟北側
38-2	大島5-14-11	都営大島五丁目第2アパート11号棟西側
38-3	大島5-38-1	区立大島幼稚園東側
38-4	大島5-38-1	区立大島幼稚園西側
38-5	大島5-52	区立第二大島中学校(仮校舎)東側
38-6	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟北側
38-7	大島5-27	区立大島五丁目公園南東側
38-8	大島5-27	区立大島五丁目公園南側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
39-1	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟東側
39-2	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地7号棟西側
39-3	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟西側
39-4	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地5号棟東側
39-5	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地3号棟西側
39-6	大島6-7-8	区立第四大島小学校西側
39-7	大島6-7-8	区立第四大島小学校東側
39-8	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地2号棟南側
40-1	大島9-7-9	都営大島九丁目アパート9号棟南側
40-2	大島7-28-1	UR都市機構 大島七丁目団地東側
40-3	大島9-5-3	区立第三大島小学校北側
40-4	大島7-27-17	区立大島七丁目公園西側
40-5	大島7-16	区立こどもの広場西側
40-6	大島9-5-3	区立第三大島小学校南側
40-7	大島7-39-2	区立第三大島幼稚園東側
40-8	大島7-39-3	UR都市機構 東大島駅前ハイツ3号棟西側
41-1	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場北側
41-2	大島8-11-3	都営大島八丁目第2アパート3号棟北側
41-3	大島8-11-2	都営大島八丁目第2アパート2号棟西側
41-4	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場西側バス停前
41-5	大島8-11-5	都営大島八丁目第2アパート5号棟南側
41-6	大島8-40-13	区立第五大島小学校南側正門前
41-7	大島8-39-22	イトーピア東大島マンション東側鉄柵
41-8	大島8-12-22	区立大島中学校南側
42-1	北砂2-16先	区立北砂緑道公園西側
42-2	北砂1-3-25	区立北砂第二公園
42-3	北砂1-1	北一団地自治会集会所東側
42-4	北砂1-2-9	江東区スポーツ会館駐輪場前
42-5	北砂1-3-36	区立北砂小学校正門横
42-6	北砂1-1-4	区立北砂保育園東側コンクリート塀
42-7	北砂1-1-6	区立北砂一丁目公園南側
42-8	南砂1-5-30	ウィンザーハイム南砂北側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
43-1	北砂2-9-14	区立北砂二丁目公園西側
43-2	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅東側
43-3	北砂4-13-23	区立砂町小学校西側
43-4	北砂2-1-37	志演尊空神社石垣
43-5	北砂4-13-23	区立砂町小学校正門横
43-6	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅南側
43-7	北砂4-20-24	区立砂町中央公園東側植込み
43-8	南砂5-6-1	区立境川公園西側
44-1	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂北側
44-2	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂南側植込み
44-3	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所北側
44-4	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所西側
44-5	北砂5-21-5	区立小名木川防災公園入口
44-6	北砂5-22-10	区立小名木川小学校正門横
44-7	北砂5-22-10	区立小名木川小学校南側
44-8	北砂5-1-2	区立北砂公園西側植込み
45-1	北砂5-20-16	区立亀高小学校東側鉄柵
45-2	北砂5-20-16	区立亀高小学校正門横
45-3	北砂5-20-17	区立第四砂町中学校南側
45-4	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地7号棟西側植込み
45-5	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地2号棟東側植込み
45-6	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟北側植込み
45-7	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地5号棟東側植込み
45-8	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟東側植込み
46-1	北砂6-16-28	区立砂町中学校南側
46-2	北砂6-19	区立仙台堀川公園緑道南東側
46-3	北砂6-20	区立仙台堀川公園ゲートボール場東側植込み
46-4	北砂6-26-6	区立第六砂町小学校裏門横
46-5	北砂6-26	区立仙台堀川公園ワンダフル広場植込み
46-6	北砂6-26-8	区立亀高公園東側
46-7	北砂6-27-24	森工業(株)垣根

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
47-1	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート22号棟東側
47-2	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート13号棟南側
47-3	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート集会所東側
47-4	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート16号棟南側
47-5	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート1号棟南側
47-6	東砂2-6-5	都営東砂二丁目第3アパート5号棟西側
47-7	東砂2-12-14	区立東砂小学校東側
47-8	東砂2-12-14	区立東砂小学校西側
48-1	東砂1-2	区立東砂一丁目公園南西側
48-2	東砂1-2-1	都営東砂一丁目アパート1号棟西側
48-3	東砂3-16	区立東砂三丁目公園北側
48-4	東砂1-5-3	区立東砂第三保育園東側
48-5	東砂3-17-17	区立東砂三丁目第二公園南側
48-6	東砂3-19-5	区立東砂三丁目第2児童遊園北側
48-7	東砂3-12	区立東砂三丁目児童遊園北東側
48-8	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門東側
49-1	東砂4-20-20	区立城東公園北側駐輪場鉄柵
49-2	東砂4-20-20	区立城東公園西側植込み
49-3	東砂4-20-2	愛和病院南側鉄柵
49-4	北砂7-7-1	UR都市機構 北砂7丁目団地正面植込み
49-5	北砂7-2-30	区立北砂七丁目児童遊園南側植込み
49-6	東砂5-6-12	日本ウイリング(株)平和工場北側塀
49-7	東砂5-10	東砂五丁目ハイツ4号棟前公園
49-8	北砂7-9	区立仙台堀川公園入口植込み
50-1	南砂1-3-18	区立南砂一丁目第二公園東側
50-2	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校東側鉄柵
50-3	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校南側
50-4	南砂1-16-8	東江運輸(株)駐市場南側
50-5	南砂1-1-6	区立南砂一丁目公園
50-6	南砂1-1先	区立仙台堀川公園
50-7	南砂2-13-18	区立第四砂町小学校北側
50-8	南砂2-24	区立南砂二丁目公園西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
51-1	南砂5-24先	区立仙台堀川公園内砂町魚釣場北側フェンス
51-2	南砂5-24	都営南砂五丁目アパート9号棟東側植込み
51-3	南砂5-19-13	区立金森公園北側
51-4	南砂5-19	区立仙台堀川公園内広場
51-5	南砂4-4	区立南砂四丁目公園南東側柵
51-6	南砂6-5-7	区立南砂六丁目公園南側鉄柵
51-7	南砂4-3-21	区立南砂四丁目西公園
51-8	南砂6-7-52	区立江東図書館西側鉄柵
52-1	東砂7-17-30	区立第三砂町小学校東側
52-2	東砂7-18	区立仙台堀川公園植込み
52-3	東砂7-15-3	区立砂町公園南側植込み
52-4	東砂7-19-24	都立東高等学校正門横植込み
52-5	東砂7-13-10	都営東砂七丁目アパート10号棟北側
52-6	東砂7-13-9	都営東砂七丁目アパート9号棟南側鉄柵
52-7	東砂7-19	区立仙台堀川公園南東側塀(柵)
53-1	南砂2-3-20	区立南砂中学校北側
53-2	南砂2-3-20	区立南砂中学校西側
53-3	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅テニスコート金網
53-4	南砂2-3-21	区立南砂小学校体育館東側
53-5	南砂2-3-13	区立南砂中学校(仮校舎)西側
53-6	南砂2-3-21	区立南砂小学校東側
53-7	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅7号棟南側植込み
53-8	南砂2-3-23	区立南砂二丁目南公園南側
53-9	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅1号棟南側植込み
54-1	南砂3-11	都営南砂三丁目アパート12号棟横集会所東側
54-2	南砂3-14	区立南砂三丁目公園内グラウンド東側植込み
54-3	南砂3-10-3	区立第三砂町中学校正門横
54-4	南砂3-14-21	区立南砂三丁目公園東側
54-5	南砂7-14-18	富賀岡八幡宮南側石垣
54-6	南砂3-2	都営南砂三丁目第三アパート西側鉄柵
54-7	新砂3-3-47	区立新砂のぞみ公園南側植込み
54-8	新砂3-3	都営新砂三丁目アパート駐市場植込み

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
55 - 1	東砂7-5-27	区立第五砂町幼稚園北側金網
55 - 2	東砂7-5-17	区立東砂七丁目児童遊園西側鉄柵
55 - 3	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校北側鉄柵
55 - 4	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校西側鉄柵
55 - 5	東砂8-24	区立東砂八丁目公園
55 - 6	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校南側鉄柵
55 - 7	東砂8-11-5	区立第五砂町小学校東側フェンス
55 - 8	新砂3-4-1	区立新砂めぐみ公園南側植込み
56 - 1	有明1-7-13	区立有明西学園東側
56 - 2	有明1-4-11	ブリリアマーレ有明南側植込み
56 - 3	有明1-7-13	区立有明西学園西側
56 - 4	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター北側
56 - 5	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター東側
57 - 1	豊洲2-3	区立豊洲公園東側植込み
57 - 2	豊洲2-3	区立豊洲公園南側
57 - 3	豊洲5-3	都営豊洲五丁目アパート東側植込み
57 - 4	豊洲5-1-35	区立豊洲西小学校北東側
57 - 5	豊洲6-2-1	区立豊洲六丁目第二公園
57 - 6	豊洲6-2-35	区立豊洲六丁目公園

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第17条の規定に基づき、令和2年度第4回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年5月17日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 藏 田 朝 彦
同 川 北 直 人
同 新 島 つねお

〔別紙〕

令和2年度第4回定期財務監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項
平成30年度、令和元年度及び2年度における小学校、中学校、幼稚園及び義務教育学校（以下「学校（園）」という。）の財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について監査を実施した。
なお、本年度は、「備品管理事務」を重点監査項目とした。

2 監査の対象施設

(1) 小学校（15校）
明治、平久、南陽、川南、毛利、東雲、有明、第二辰巳、第二亀戸、水神、第三大島、第四大島、第六砂町、第七砂町、北砂

(2) 中学校（7校）
深川第二、深川第五、有明、亀戸、大島、第二砂町、南砂

(3) 幼稚園（7園）
平久、南陽、川南、豊洲、ひばり、第二亀戸、なでしこ

(4) 義務教育学校（1校）
有明西学園（前期課程・後期課程）

3 監査の実施期日
令和3年1月13日から同年2月18日までのうち20日間

第2 監査の手続
監査対象施設の概要及び歳出予算の執行状況等の関係資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外的についても必要と認める監査を実施した。

第3 監査の結果
監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められたが、一部において別項指摘事項のような事例

が認められたので、早急な事実関係の確認と再発防止策を講じられたい。

また、本監査において重点監査項目とした備品管理のほか、産業廃棄物処理及び薬品管理についても、一部において適正とは言い難い事例があったので意見を付す。

なお、監査の際に散見されたその他の事務上の軽微な誤りについては、各学校（園）及び関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第4 指摘事項

今回の小学校の監査において、以下のよう
な不適切な会計処理が確認された。

- (1) 資金前渡受者口座に振り込まれた資金（交際費、消耗品費、宿泊・入場料、自動車・駐車場使用料）が、平成30年度から監査日現在（令和3年1月15日）まで預金されたまま引き出されていない状態が続いており、監査日現在の預金残高が107,000円となっていた。しかしながら、この間、正当債権者への支払いや精算手続きが行われていることは、関係書類から確認できる。
このことから、当該支払いや精算金の納付は、私費を充てて適正に行ったように装っていたものと思料される。
- (2) 令和元年度の修学旅行の挙行にあたり、通常必要と考えられる宿泊・入場料の支出負担行為が起案されていなかったが、監査当日の説明によると、現地において当該経費は現金で支払ったとされている。
このことから、当該経費の支払いには私費が充てられたものと思料される。なお、同支払いに相当する領収書の存在は監査当日に確認できなかったため、金額は不明である。
- (3) 校長交際費は、地域行事をはじめ、突然の弔事などのために常に準備しておく必要があると考えられるが、平成30年度は1月分から、令和元年度は6月分から、令和2年度は5月分から支出負担行為の起案が行われていなかった。この間に支払いが全く無かったか否かについては、監査当日に提出された資料からは確認できなかった。
- (4) 資金前渡によって支出した交際費、消耗品費、宿泊・入場料、自動車・駐車場使用料において、令和元年4月分の戻入金を令和2年5月15日に納付している事例をはじめ、複数の学校において精算手続きが大幅に遅延している事例が確認された。
- (5) その他、未精算の前渡金について重ねて資金前渡を受けている事例、区会計事務規則で定められている保管上限額を超える現金が校内に保管されていたことが推察される事例、現金出納簿の不備等、現金管理が適正に行われていないと考えられる学校が複数確認された。

小学校における不適切な会計処理については、昨年度の定期監査報告書においても意見を付しているが、今回の監査においてはさらに深刻化している状況がみられる。

事実関係の十分な調査を行い、資金前渡受者口座に預金されたままとなっている現金の取扱いを含め、適切に対応されたい。

第 5 監査委員意見

1 小学校における会計事務の執行体制について

昨年度の定期監査報告書において、小学校における会計事務の執行体制について、研修制度の充実のほか、組織体制の点検と内部統制体制の整備に向けた検討を求める旨の意見を付したが、前述の指摘事項の内容を踏まえると、改善が進んでいるとは言い難く、誠に遺憾である。

学校事務職員を対象として実施している現状の研修の体系と内容は適切なものとなっているか、特に小学校においては、ほとんどの学校の事務職員が一名の配置となっているが、その配置や事務の執行体制は適切であるか、チェック体制は機能しているか等について、早急な点検と具体的な改善を進められたい。なお、内部統制体制の整備にあたっては、区長部局と連携しながら、計画的に推進されたい。

2 産業廃棄物の処理について

今回の監査において、複数の学校における廃油処理にあたり、不法投棄等に繋がらないことを確認していたものの、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物の収集運搬・処理に関する都道府県知事の許可を受けていない業者に委託したほか、廃棄物処理法で義務付けられている項目を明記した委託契約書を作成せず、区の「請書兼請求書」の様式を用いて委託契約をしていたこと等が確認された。

なお、教育委員会事務局の担当部署からは、委託先業者は同廃油の処理にあたっては、廃棄物の処理に関する都道府県知事の許可を受けた別の業者に委託するとともに、産業廃棄物管理票（以下、「管理票」という。）の写しを学校あて提出することなどを事前に確認した旨の説明があり、提出された監査資料により、同管理票の写しの存在も確認できる。

本件の委託契約に先立って、学校職員は適正な手続きについて教育委員会事務局の担当部署に相談したとされていることから、その時点において適切な助言がされていれば、本件のような事例は発生しなかったものと考えられるほか、会計管理室の審査において発見されれば、その後の発生は防止できたものと考えられる。

また、産業廃棄物処理の手続きに関して注意すべき点については、本区の基本事務マニュアルにおいても適切に示されているほか、令和 2 年 2 月には本区総務部経理課からもその適正な

処理について改めて通知があったところであるが、これらのマニュアルや通知が活かされなかった。

廃棄物処理法の趣旨を踏まえ、産業廃棄物の処理についての適正な契約処理の周知徹底を図るなど、早急に再発防止策を講じられたい。

3 備品の管理について

備品の管理については、江東区物品管理規則において取得や処分等の手続きが定められているが、今回の監査において、廃棄の手续がされないまま、現物の廃棄が行われたと思料される事例、廃棄の手續を行ったものの実際には廃棄されずに現物が残っている事例、何らかの理由で備品登録から抜け落ち、現在の備品残高数と一致しない事例等、備品の管理が適正に行われていない事例が複数の学校で確認された。

備品については、江東区物品管理規則第 2 4 条第 3 項においては毎年度 3 月末現在における財務会計システムの記録事項と供用備品との照合と報告等が、同規則第 4 7 条においては年 1 回以上の自己検査が義務づけられており、その結果は会計管理室あてに各学校から報告書が提出されているが、備品の管理が適正に行われていない学校が複数みられる実態に鑑みると、これらの検査等が十分に機能していないと考えられる。

自己検査等の徹底を図られるとともに、適正な備品の管理を行われたい。

4 毒物及び劇物の保管・管理について

毒物及び劇物の保管・管理については、昨年度の定期監査報告書において意見を付したところであるが、今回の監査においても、自らの学校において制定した「毒物劇物危険防止管理規定」に基づく自主点検を実施していないなど、依然として保管・管理体制が十分でない学校が複数認められた。

これらの学校の監査の際に、複数の担当教員から聞き取りを行ったところ、教育委員会から発出されている薬品の取扱いに関する通知について正しく理解されていないことが、不適切な取扱いに繋がる一因となっていると考えられる。管理方法が重複・複雑化していないか、通知内容や帳票の様式を点検し、毒物及び劇物取締法の趣旨を踏まえた上で、簡素かつ確実な管理方法を検討されたい。

区 議 会

◎区議会議決事項(令和3年第1回臨時会)

5月25日、会期1日で開会した令和3年第1回江東区議会臨時会において、別記の事項を議決した。

- 1 選任の同意(区長提出)
議案第23号 江東区監査委員選任同意方
について
甚野 ゆずる
佐藤 信夫
(5月25日同意)
- 2 報告(区長提出)
報告第1号 専決処分した事件の報告及び承認について(江東区特別区税条例の一部を改正する条例)
報告第2号 専決処分した事件の報告及び承認について(令和3年度江東区一般会計補正予算(第2号))
(以上5月25日承認)
- 3 議案(議員提出)
議案第3号 東京都後期高齢者医療広域連合
議会議員の選挙における候補者の
推薦について
(5月25日原案可決)
- 4 その他の議決事項等
常任委員会委員の選任について
議会運営委員会委員の選任について
(以上5月25日選任)
清掃港湾・臨海部対策特別委員会委員の辞任
許可及び選任について
オリンピック・パラリンピック推進特別委員
会委員の辞任許可及び選任について
防災・まちづくり・交通対策特別委員会委員
の辞任許可及び選任について
高齢者支援・介護保険制度特別委員会委員の
辞任許可及び選任について
(以上5月25日許可及び選任)
議長辞職許可について
(5月25日許可)
議長選挙
榎本 雄一(当選)
(5月25日選挙)